

## 奈良県立榛生昇陽高等学校専攻科学則

### (設置目的)

第1条 教育基本法、学校教育法に則り、高等学校を卒業した者、又文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、高度な専門教育を施すことを目的とする。

また、一人ひとりの個性の伸長と学力の向上を図り、現代社会に求められる有為な介護人材を育成することを目的とする。

### (名称)

第2条 本校専攻科は、奈良県立榛生昇陽高等学校専攻科介護福祉科（以下「専攻科」という）と称する。

### (位置)

第3条 専攻科の位置並びに課程及び学科は、次のとおりとする。

位 置	課 程 名	学 科 名
宇陀市榛原下井足210	全日制	介護福祉科

2 生徒は教育課程の定めるところにより、規定された科目をすべて必履修し、修得しなければならない。

### (修業年限)

第4条 専攻科の修業年限は、2年とする。

### (生徒定員及び学級数)

第5条 専攻科の生徒定員は、奈良県教育委員会（以下「委員会」という）の定めるところにより、生徒定員20名、各学年1クラスとする。

### (養成課程及び履修方法)

第6条 専攻科に介護福祉士国家試験受験資格取得のため「社会福祉士介護福祉士学校指定規則」第八条第一号（別表第五）に定める養成課程を置くこととする。

### (履修の認定)

第7条 校長は、生徒が教育課程に従って、教科・科目を履修し、その成果が教科及び科目の目標から見て満足できると認められるときは、その教科・科目について所定の単位を修得したことを認定する。

2 学校の定める教育課程に従って各教科・科目において社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める授業時数の3分の2以上の出席があったものについては、その単位の履修を認定する。ただし、特別の事情あるときは、これによらないことができる。

3 介護実習については、同じく社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める実習時数の5分の4以上の出席があったものについては、その実習単位の履修を認定する。ただし、特別の事情あるときは、これによらないことができる。

### (学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (学期)

第9条 学年を次の三学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

- (1)日曜日及び土曜日
- (2)国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3)夏期休業日 7月21日から8月31日まで
- (4)冬期休業日 12月24日から1月6日まで
- (5)春期休業日 3月21日から4月7日まで
- (6)学校創立記念日 12月19日
- (7)前各号に掲げるもののほか、奈良県教育委員会教育長(以下「教育長」という)に届け出た日

(入学の時期)

第11条 入学の時期については、4月1日から4月10日の間に行われる奈良県立榛生昇陽高等学校専攻科の入学式をもってその時期を定める。

(入学資格)

第12条 専攻科に入学することのできる者は、高等学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認めたとする。

(入学の選考)(入学の手続き)

第13条 専攻科の入学は、委員会の定める基準により行う入学者の選抜に基づき、校長がこれを許可する。

- 2 入学を許可された者は、入学許可の日から10日以内に第2号様式、第3号様式による誓約書に住民票写し又はこれに代わるものを添えて、校長に提出しなければならない。

(退学及び再入学)

第14条 生徒が退学しようとするときは、保証人と連署した願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 病気その他やむを得ない事由により第2学年以上を途中で退学した者は、退学後2年を限度として再入学を願い出ることができる。
- 3 校長は、前項の規定により再入学について願い出があったときは、別に定める基準により、再入学を許可することができる。

(休学及び復学)

第15条 生徒が、病気その他のやむを得ない事由のため、休学しようとするときは、願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

- 2 校長は、前項の規定による願書の提出があった場合に、修学が困難と認められたときは、3月以上1年以内の期間で休学を許可することができる。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。
- 3 休学中の生徒が復学しようとするときは、保証人と連署した願書を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(教育課程の修了及び修了の認定)

第16条 校長は、生徒が所定の課程を修了したときは、修了を認定する。

(考査・成績)

第17条 考查は、定期考查と平常考查との2種類とする。

(定期考查)

第18条 定期考查は、各学期とも、期末考查の1回とする。第3学期は、学年末考查のみとする。

2 実技及び実習を主とする教科・科目にあつては、実技試験をもって定期考查に代えることができる。

(欠考查の取扱)

第19条 定期考查を欠いた場合は、欠考查の見込点を与える。ただし、無断、または正当な事由なく定期考查を欠いた場合は、当該教科・科目の考查点は「0点」とする。

(考查における不正行為)

第20条 不正行為があつた場合、その生徒の当該教科・科目の考查成績は、0点とする。

(成績評価の基準)

第21条 各教科・科目の学習成績の評価は、各教科・科目の目標に基づき、本校が作成した規準によって行う。

2 各学期の評価は、100点法で表し学年の評価は、5段階による評定を行う。この場合、次の表により換算する。

評価	0～59	60～64	65～84	85～94	95～100
評定	1	2	3	4	5

(学期評価)

第22条 各学期の評価は、学習状況の評価により行う。

2 各教科・科目の各学期の評価は、單元ごとの評価の総括に基づいて行う。

3 学期の定期考查をすべて欠席し、見込み点の算出できない科目がある場合、その科目の当該学期の評価は保留する。「評定不能」という)

(学年評価)

第23条 学年評価は、各学期の評価の相加平均により算出し、第22条によって評定に換算する。

2 評定不能により1個学期の評価を保留とした場合は、当該学期以外の2個学期の定期考查点から、クラス平均点を考慮して当該学期の考查点の見込み点を算出し、評価の資料とする。

3 2個学期の評価を欠く場合や、評価の算出が困難な場合については、別途審議する。

(学力補充講座・追考查)

第24条 各学期の評価が59点以下の科目をもつ生徒に対し、成績会議で審議の上、学力補充講座を受けさせる。その成果が満足できると認められた場合、追考查の受験資格を与える。

2 追考查の評価が、教科会議、成績会議の審議により十分であると認められた場合、当該科目の学期評価を「60点」とする。

(学力補充講座・追考查の実施時期)

第25条 各学期の学力補充講座・追考查を実施する時期を、次のとおりとする。ただし、第3学期の学力補充講座・追考查は実施しない。

(1) 第1学期の学力補充講座・追考查は、夏期休業中。

(2) 第2学期の学力補充講座・追考查は、12月及び1月。

( 追考査の出題、採点及び評価 )

第26条 追考査の出題及び採点は、当該科目担当者が行い、評価については、当該教科担当者全員で行う。

2 追考査の出題範囲は、当該科目の当該学期に学習した範囲内からとする。

( 追考査の欠席等について )

第27条 追考査において、欠席は認めないものとする。遅刻した場合にも受験はさせるが、時間延長はしない。ただし、特別な事情が認められたときは、別途審議する。

( 追認補充講座・追認考査 )

第28条 学年の評定が1の教科・科目をもち、次の各号の条件を全て満たす生徒に対し、成績会議で審議の上、追認補充講座を受ける資格を与え、追認補充講座に出席したものに、追認考査の受験資格を与える。

(1) 単位不認定の科目が、4科目以内であること。

(2) 当該教科・科目の年間の出席時間数が、3分の2以上であること。

(3) 年間の出席日数が、出席すべき日数の3分の2以上であること。

2 追認考査を受験した者の単位の追認定は、教科会議、成績会議の審議を経て、校長が行う。追認定された科目の評定は2とする。

( 追認補充講座・追認考査の実施時期 )

第29条 追認補充講座・追認考査を実施する時期を、次のとおりとする。

(1) 第1学年は3月。

(2) 第2学年は2月。

( 追認考査の出題及び採点並びに評定 )

第30条 追認考査の出題及び採点は、当該科目担当者が行い、評価については、当該教科担当者全員で行う。

2 追認考査は、当該科目の年間履修範囲内からの出題を原則とする。

( 追認考査の欠席 )

第31条 追認考査において、欠席は認めないものとする。遅刻した場合にも受験はさせるが、時間延長はしない。ただし、特別な事情が認められたときは、別途審議する。

( 授業料等 )

第32条 奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）により、授業料は1年間118,800円、入学料5,650円、入学考査料2,200円とする。

2 校長は、授業料を納期限内に完納しない者に対して、県の税外収入にかかる督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例（昭和31年4月奈良県条例第17号）の定める処置をとることができる。

3 校長は、長期にわたり授業料を滞納する生徒に対して、出席停止又は退学を命ずることができる。

4 学校教育活動のための実習費等諸費用については、別に定める。

( 教職員組織 )

第33条 専攻科には、学科主任、教務主任、進路指導主事、を置く。

( 賞罰 ) ( 表彰 )

第34条 校長は、他の生徒の模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒処分)

第35条 校長は、教育上必要があると認めたときは、生徒に懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

3 校長は、次の各号の一に該当する者に、退学を命ずることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

4 この規則で定めるもののほか、懲戒処分についての必要事項は、校長が別に定める。

(その他)

第36条 この校則に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この校則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

[縦書]

第 号	割印	あなたは本校が 定めた課程を修了 したことを証し ます	校印	修了証書
	年月日		氏名	
	奈良県立榛生昇陽高等学校長			
	氏名			
	印			

[横書]

修了証書	
校印	氏名 年月日生
あなたは本校が定めた課程を修了したことを証します	
年月日	
奈良県立榛生昇陽高等学校長 氏名 印	
割印	
第	号

第2号様式

誓 約 書	
奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿	
私は、在学中諸規則を堅く守り学業に専念します。	
年 月 日	
専攻科第	学年
生徒氏名	
上記の者の身上に関する一切の責任について引受けます。	
年 月 日	
保証人	現住所
	本人との関係
氏名	
	印

第3号様式

誓 約 書	
奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿	
生徒氏名	
上記の者の在学中に生じた入学料（奈良県立学校における授業料等に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第9号）第7条に規定する額）及び授業料（同条例第2条に規定する額）の納付について、本人が履行しない場合は、保証人が履行します。	
年 月 日	
保証人	現住所
	本人との関係
氏名	
	印

第4号様式

欠席（欠課・遅刻・早退）届					
			専攻科第	学年	
			生徒氏名	印	
上記の者	のため	月	日（時限）	から	月 日まで
欠席（欠課・遅刻・早退）するので届けます。					
年 月 日					
奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿					

第5号様式

忌 引 届					
			専攻科第	学年	
			生徒氏名	印	
上記の者	の死亡ため	月	日から	月	日まで
忌引するので届けます。					
年 月 日					
奈良県立榛生昇陽高等学校長 殿					